

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年9月3日

香川県監査委員 三谷 和夫
同 大西 均
同 高田 良徳
同 新田 耕造

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
長尾土木事務所	令和元年8月2日
高松土木事務所	〃
中讃土木事務所	令和元年8月7日
西讃土木事務所	令和元年8月8日
技術企画課（工事検査室）	令和元年8月9日
建築指導課	〃
土木監理課	令和元年8月22日
（収用委員会事務局）	
河川砂防課	〃
下水道課	〃
道路課	令和元年8月23日
港湾課	〃
都市計画課	〃
住宅課	〃
高松港管理事務所	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 支出について

(ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、支給額が過大になっているものがあった。 (高松土木事務所)

(イ) 前年度指導していたにもかかわらず、超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があった。 (下水道課)

(ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の算定誤りによる誤支給があった。 (高松港管理

事務所)

イ 契約について

清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかった。 (長尾土木事務所)

ウ 物品について

購入したレターパックについて、郵便切手類受払簿が作成されていなかった。 (高松土木事務所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし